

令和8年度 町営住宅入居申込案内書

- 1 募集受付期間 令和8年7月13日（月）～31日（金）※土日除く
受 付 時 間 午前9時00分～午後4時30分
受 付 場 所 早島町役場 建設課
- 2 抽 選 日 時 令和8年8月13日（木）午前10時～
抽 選 場 所 早島町役場2階 第1会議室
- 3 入 居 予 定 日 令和8年10月1日（木）
- 4 申込資格については条件がありますので、本案内書及び町営住宅入居のしおりをよく読んでお申し込みください。
なお、書類不備の申込書は受け付けできません。

※申込書は、本人または入居する家族の人が持参してください。

申込書の内容を確認いたしますので、代理人または郵送による申込みは受け付けできません。

【問い合わせ先】

早島町建設課 TEL 086-482-0614

ホームページアドレス <http://www.town.hayashima.lg.jp>

募集団地一覧

区分	団地名	棟名	号	間取り	面積	階別
(1)	町営住宅 噂島団地 (早島 2843-1)	A	1 0 4	2 D K	約 5 2 m ²	準耐火構造 二階建
(2)		B	2 0 2	2 D K	約 5 2 m ²	
(3)	(早島 2929-1)	G	1 0 2	2 D K	約 5 2 m ²	

注意事項

- ① 新規入居時から、契約期間が定められています。
 - ◇町営住宅に入居できる期間は、令和 8 年 1 0 月 1 日から令和 1 1 年 9 月 3 0 日までです。
 - ◇更新を希望される場合は、契約満了日の 3 か月前までに更新の手続きが必要になります。
 - ◇更新時に、町営住宅への入居資格を満たす世帯のみ更新できます。
 - ◇家賃、地方税等の滞納や条例違反等がある場合は更新できません。
- ② このたびの募集は、2 D K 3 部屋です。
 - ◇入居申込書の申込理由の下欄の 2 D K に○をおつけください。
 - ※ 3 人以上の世帯が 2 D K の部屋を希望することは可能です。
 - ◇受付後の変更はできません。
- ③ 申込書提出後は、記載事項の変更はできません。
 - ◇申込書の「入居しようとする人」の欄に記載されていない人は入居できません。
 - ただし、申込み後に出生した子は入居できます。
 - ◇申込者が死亡されても、同居予定者全員が入居資格を満たしている場合には入居することができます。そうでない場合は無効となります。
- ④ 申込書受付後、入居資格を調査します。調査の結果、申込書の記載内容及び提出書類に偽りや不正があった場合、また、入居資格に合致しない場合、申込みは無効となります。

- ⑤ 次の場合は、入居資格がなくなります。
- (ア) 入居予定者が入居を辞退したとき
 - (イ) 入居資格調査の結果、入居資格がないと決定されたとき

申込資格について

① 同居又は同居しようとする親族のある人

◇単身世帯は原則不可です。

※ただし、被災者世帯、老人世帯（60歳以上のみの世帯）、DV被害者等は単身でも申込み可能です。

◇親族には、婚姻の届出はしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者も含まれます。

② 入居資格収入基準に合致する人

◇公営住宅法（昭和26年法律第193号。以下「法」という。）に基づき算出された本人及び入居予定の同居家族の月額所得の合計が158,000円以下であること。ただし、下の表に該当する世帯は214,000円以下であること。

(ア)	申込者が60歳以上で、かつ同居者のいずれもが60歳以上または18歳未満の者である場合
(イ)	身体障がい者手帳の交付を受け、その程度が1～4級に該当する方がいる世帯
(ウ)	精神障がい者保健福祉手帳の交付を受け、その程度が1～3級に該当する方がいる世帯
(エ)	療育手帳の交付を受け、その程度がA、Bに該当する方がいる世帯
(オ)	戦傷病者手帳の交付を受け、障がいの程度が恩給法の特別項症～第6項症又は第1項症に該当する方がいる世帯
(カ)	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定により厚生労働大臣の認定を受けている方がいる世帯
(キ)	海外から引き揚げた5年未満の方がいる世帯
(ク)	ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入所の方がいる世帯
(ケ)	同居者に小学校就学の始期に達するまでの方がいる世帯
(コ)	DV被害を受けている世帯

③ 現在、住宅に困窮している人

◇持家（共有名義も含む）のある人又は公的住宅に入居している人は申込みできません。

- ④ 申込者本人及び同居親族が税金又は法律や条例に基づき徴収する料金や負担金を滞納していない世帯
- ⑤ 申込者及び同居親族が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号」に規定する暴力団員でないこと。
- ⑥ 令和8年7月1日時点で、申込者本人の住所又は勤務場所が早島町内にある人
- ⑦ 連帯保証人のある人
 - ・入居時の連帯保証人として、次の要件を満たす人を1名お願いしています。
 - (ア) 独立の生計を営む人であること
 - (イ) 確実な保証能力を有すると町長が認める人であること
 - (ウ) 地方税等の滞納のない人であること
 - (エ) 法第2条に規定する公営住宅に入居していない人であること
- ⑧ 同居できるのは名義人の3親等以内の親族で、友人等の寄合世帯は申込み資格がありません。

入居申込みに必要な書類について

申込みをする人は、身分証明書（運転免許証・保険証など）と印鑑を持参のうえ、町営住宅入居申込書のほか、下記の書類を一緒に提出してください。

なお、①から③については全世帯共通で必要です。

- ① 入居申込書に添付する書類 チェック表
- ② 入居しようとする人全員の住民票（マイナンバー及び世帯主との続柄記載のもの）と所得・課税証明書（18歳以上の人・学生は学生証の写しの提出で代替可）
- ③ 納税義務者全員の地方税等の滞納がないことの証明書
- ④ 障がい者がいる世帯の人は、各障がい者手帳の写し
- ⑤ ひとり親世帯の人は、戸籍謄本又は児童扶養手当受給証の写し
- ⑥ 生活保護世帯は、生活保護受給証明書の写し
- ⑦ DV被害世帯の人は、一時保護及び保護又は保護命令のあったことを証明又は確認できる書類の写し
- ⑧ 上記以外で、早島町町営住宅管理条例別表第1に該当する世帯の人は、必要書類を求めることがあります。

家賃について

家賃は下記の計算式に基づき算出した額となります。（100円未満切捨）

家賃＝家賃算定基礎額×市町村立地係数×規模係数×経過年数係数×利便性係数

- ・家賃算定基礎額 公営住宅法で定められており、収入によって変動します。
- ・市町村立地係数 国土交通大臣が定める係数です。
- ・規模係数 公営住宅法施行令で定められており、住宅の床面積によって変動します。
- ・経過年数係数 公営住宅法施行令に基づき、国土交通大臣が定める係数で、毎年変動します。
- ・利便性係数 町が独自に定めるもので、3年ごとに見直しを行います。

なお、具体的な決定家賃については、入居決定後に通知します。

駐車場について

町営住宅には、1住宅1台分の駐車場を設置しています。自動車をお持ちでない人にも住宅と併せて契約していただきます。使用料は、月1,500円（家賃とは別途）です。

なお、駐車場では以下の行為は禁止されています。

- ・車庫等の工作物を設置する行為
- ・管理上支障となる行為や他の入居者に迷惑となる行為
- ・故意又は過失により駐車施設を損傷し、損害を与える行為
- ・車両以外のものを置く行為
- ・他人に転貸する行為

共益費について

町営住宅では、共用施設（電灯、散水栓）の使用料を共益費として、月500円（家賃とは別途）いただいています。

使用状況により金額が変動することがありますが、あらかじめご了承ください。

抽選会及び抽選方法について

- ① 町営住宅への申込者数が募集戸数を超えた場合は、入居募集する部屋ごとに公開抽選において入居予定者及び入居補欠者を決定します。
- ② 抽選番号は後日郵送で通知します。
- ③ 抽選会には必ずご参加ください。
※抽選会に参加されない場合は、申込辞退として扱います。
- ④ 抽選結果は会場でお知らせします。
- ⑤ 当選者が入居を辞退したとき又は入居資格がないと判明したときは、当選資格の順次繰り上げを行います。当選資格の繰り上げは、令和8年9月11日（金）をもって終了します。